

新潟家庭裁判所委員会(第34回)議事概要

第1 日時

令和4年7月25日(月)午後1時30分から午後3時00分まで

第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】(五十音順、敬称略)

菊池則明、斎藤有子、竹野和治、中野哲美、槇本敏郎、馬場幸夫、原田宏一、平嶋裕美子、村田敏也、横尾良輝、渡邊美香

【委員以外の裁判所出席者】

宮崎聡首席家庭裁判所調査官、大原栄次席書記官、依田弘太郎事務局長

第4 テーマ

家庭裁判所における調停制度の概要及びその広報について

第5 議事

- 1 定足数の確認
- 2 委員の構成の確認及び出席委員からの自己紹介
- 3 委員長の選出及び代理者の指名

新潟家庭裁判所長である菊池則明委員が委員長に選出され、引き続き、委員長は、委員長の代理者として中野哲美委員を指名した。

4 テーマについて

委員長から、本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

5 テーマに関する説明

中野哲美委員が、家庭裁判所における調停制度の概要について説明した。松山卓弥総務課長が、新潟家庭裁判所において検討している広報活動について別紙のとおり説明した。

6 意見交換

(委員)

調停制度発足100周年である今年は制度についての広報活動をするにはタイムリーである。内容としては、最近の事件の傾向やコロナの影響などを内容

とした所長のインタビュー記事を掲載したり、チャート図などで調停手続の流れをわかりやすく説明したりするのもいい。出前講義をするならイオン等のイベントスペースを利用して、地元のテレビ局のアナウンサーに出演してもらったりできればいい。

(委員)

100周年というのは広報活動にはいいタイミングだ。報道機関として、一般にはあまり知られていない調停制度を伝える責務はある。出前講義はニュースにしやすい。テレビ番組については相談したい。内容としては固いと逆効果かもしれない。

(委員)

裁判所が検討している大きな三つの柱も大事で、PR効果は大きいと思うが、ロコミも大事にしてほしい。私の経験では、ロコミで調停に来た人は10年間で4件ほどだが、女性は小さなコミュニティを持っていることが多く、そのなかで実際の調停のことを聞いた話などは無視できない影響があると思う。実際に困っている人に興味を持ってほしい。私は、自分の経験を話すなどして、効果は少ないかもしれないけど、来てよかったと思えるような調停をしたいと思っている。

(委員)

簡単で、安く、自分で考えることができるという調停制度の説明を聞いて、身近で利用しやすいと感じた。こじれてしまう前に必要な人に早く利用してもらえればいいと思った。

(委員)

成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、遺産分割や婚姻費用といった家庭裁判所の話も学生たちにも身近な将来の情報になると思う。地方裁判所で教員を対象とする模擬裁判や講習を実施してもらったことがあるが、教員が得た知識は、生徒たちに伝えることができるので、教員が知ることの影響は大きい。直接裁判所へ相談に行くのはハードルが高いと思われるので、裁判所で模擬調停などの動画を作成して、二次元コードを付けるなどしてYouTubeで発信するのはどうか。

(委員)

インターネットやSNSの有効活用は警察の広報でも行われている。調停については若い人が知って損のない情報で、思ったよりも安いと知ってもらうことはいいこと。

(委員)

私たちが行っている相談会でも、どうやって人を集めるかは課題となっている。ホームページもあまり見てもらえていない。記事にしてもらうようマスコミにお願いすることもあるが、若い人は新聞をあまり見なくなっていると思う。SNS、YouTubeやインスタがいい。中高年を対象とするならテレビや新聞は効果があると思う。20代でも離婚が多いと感じている。若いうちから家庭裁判所の手続を知ってもらうのはいいことだと思う。高校生くらいならまずは家庭裁判所の存在を知ってもらうため、法教育として出前講義を実施するのも意味がある。長く続けることが大事だと思う。フードバンクなどは、LINEを利用しており、LINEで情報が流れている。裁判所ではLINEの利用は難しいか。弁護士会からの意見として、裁判所はその所在地すらあまり知られていない。出張所で調停ができることなどと合わせて宣伝してもらいたい。そうすれば、より身近で使いやすくなると思う。模擬裁判というと刑事が多い。家事調停はなかったかもしれない。

(委員)

私たちの立場では調停の事案などはなかなかお客様との関係では踏み込みにくい。私たちも金融商品やローンの関係で広報が必要な場面はある。テレビは一瞬で終わり、新聞は繰り返し読むことができるという感覚はあるが、若者はいずれの媒体からも離れている。インターネットの検索と裁判所のホームページなどが連動するようなことができればいいと思う。例えば、離婚調停と検索すると家庭裁判所のホームページにつながるとか。若い人にはインターネットがいいのではないか。

(委員)

家事調停では離婚、養育費、遺産分割等様々な事案があると思うが、どの程度調停が成立しているか。

(委員)

7割近くは成立しているという感覚がある。遺産分割のような感情とお金の

問題が複雑に絡まりあった事案こそ調停手続に向いていると思う。当事者だけでは難しい部分があるので、弁護士に相談するのもいいけど、裁判所に来てもらいたい。裁判所を積極的に紹介してもらっても構わない。

(委員)

私たちがY o u T u b eで動画を作ったりしてみたが、期待するほど再生回数が伸びない。全国的に広報活動するなら有名人に出演してもらおうとか。

(委員)

遺産分割などで私たちのところに相談に来る人はどのくらい時間がかかるのかということに気になっている。それで、長いものでは、2、3年かかっている場合もあるなどと相当程度時間がかかることを説明すると面倒になって放置されてしまう。何か工夫できることはないか。金融機関と裁判所のタイアップというのでもいいかもしれない。

(委員)

調停手続を利用する人の男女比や年代はどうなっているか。

(委員)

男女比の偏りはなく、年代は様々だ。

(委員長)

離婚調停では未成年の子がいるかどうか大きい。面会交流の問題があるので。

(委員)

30代から40代の夫婦で、未成年の子供がいて、住宅ローンが残っている事案などは難しい。

(委員)

市報など自治体が発行している広報誌に二次元コードを付けたものを定期的に掲載してもらったりしてはどうか。

(委員長)

お配りした司法の窓を後でゆっくりご覧いただきたいのですが、裁判所も有名人を起用するなどして、広報活動をしてはいるわけです。ただ、裁判員を積極的にPRしていた時と違って、予算があまりないという事情もありまして。

(委員)

私たちは面会交流や親権の問題が社会的に注目されているのではないかと思
っているが、実はそれほど注目されていないのか。

(委員)

社会問題化しないとマスコミにはなかなか取り上げられないと思う。

(委員)

困っている人たちが行くところに働きかけるのはどうか。例えば警察とか。

(委員)

立場上、相談の中では少年相談以外は詳しく把握できていないが、警察で必
要に応じて裁判所の情報を知らせることはできるかもしれない。

(委員長)

若い人ほど裁判所の手続の知識があったほうがいいという部分もあると思
いますが、いかがでしょう。

(委員)

知識として裁判の仕組みやその中の問題解決方法の一つとして調停があるこ
とを伝えていくことは大切なこと。

(委員)

家庭裁判所の1階の受付では、どのような説明をしているか。調停の管轄や
電話会議の利用のこと、出張所での調停のことまで説明しているか。

(裁判所出席者)

手続案内の中では、一定の事件については全国共通の定型の申立用紙がある
ので、これを交付し、記載例を示し、添付書類や管轄等について説明してい
る。他庁の管轄の場合は、添付書類等に違いがある場合があるので、電話で確
認したりするように伝えている。

(委員)

調停事件の受付は厳格ではない。入口で、手続から除外されるようなことは
ない。調停手続の中で書類を追加で提出してもらうこともある。

(委員)

調停で面会交流を決めたのに会えないとか、養育費が払われないといった話
を聞くが、調停成立後の裁判所のフォローはどうなっているか。

(委員)

履行勧告という手続があり、権利者が電話で申出をすることもできる。

(裁判所出席者)

履行勧告は、主に家庭裁判所調査官から義務者に対し、電話や書面で履行状況を確認し、不履行があれば義務の履行を働きかけるものであるが、あくまで勧告にとどまり、強制力はない。そのため、強制執行という地方裁判所の手続を利用するに至ることもある。調停で決められた義務のうち面会交流のような人間関係に関わるものは、調停条項どおりの履行が難しいこともあるのが実情である。

(委員長)

本日の御意見・議論の内容を新潟家庭裁判所の今後の運営の参考として役立てたいと思います。

第6 次回のテーマ及び期日

1 テーマ

(委員長)

次回のテーマについては、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定する。

2 期日

(委員長)

次回期日についても、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定するが、来年2月中旬頃を予定している。

(別紙)

現在、新潟家庭裁判所で検討している広報活動は、次のようなものです。

いずれも、新潟地方裁判所と協力して実施することを検討しております。

- 1 所長のテレビ番組への出演
- 2 新聞への記事の掲載
- 3 大学等への出前講義（可能ならば、報道機関に取材していただき、報道していただくことも考えています。）

いずれも、調停制度の特徴を理解し、必要な時に手続きの候補として考えていただけるようにすることを目的として行うものです。調停委員の方にも協力をお願いして、模擬の調停手続を行うことも考えているところです。